

史料紹介

綱光公記

—— 文安三年・四年曆記 ——

遠藤 須田 桃
藤 中田 崎
珠 牧 奈 有
紀 子 保 一 郎

はじめに

本稿では、広橋綱光による『綱光公記』の文安三年・四年曆記を翻刻紹介する。綱光は室町期の公家、権中納言広橋兼郷の子息で、母は神祇伯資忠王の女、豊子女王である。永享三年（一四三二）六月一三日に生まれ、文安二年（一四四五）に元服、叙爵し、治部少輔に任じられた。その後蔵人、弁官などを経て公卿となり、従一位准大臣に至る。文明九年（一四七七）二月一四日、四七歳で死去した。内大臣を追贈され、引接院と号された。広橋家は実務に携わる名家の家格であり、室町期には、仲光・兼宣・兼郷と代々伝奏・敷奏を勤めた。綱光も足利義政に仕え、近親の女性たちは後花園院・後土御門院・後柏原院の乳母となるなど、公武に勢力を持っていた人物である。

その日記は、文安三年（一四四六）～文明八年（一四七六）の三〇年に涉り、曆記・日次記・別記などが残る。『綱光公記』あるいは法号にちなみ『引接院内府記』『接綱記』などと称される。現在失われた部分も多いが、当該期の政治情勢・公武関係を知るのに必須の史料といえる。

しかしながらこれまでまとまった形式での紹介はされてこなかった。そこで本稿では、現存する最初期の日記である文安三年・四年（一四四七）の自筆曆記の翻刻紹介を試みた。この時期の綱光は元服を行ったばかりの一六歳～一七歳、官位は従五位下治部少輔であった。文安三年六月に侍従に、四年三月には右兵衛佐となり従五位上に叙された。官人としての経歴をスタートさせた時期の日記であり、日記の記し方にもまだ物慣れない試行錯誤の跡が感じられる。また「別紙」「別記」（三年五月二二日条、四年六月一四日条）という表現も見え、父兼郷の死去に関するものなどについては、並行して詳細な記録を記していたと推測される。

この時期の天皇は伏見宮貞成親王の息後花園、室町殿は足利義政である。義政はこの時期まだ三春と称しており、文安三年二月に叙爵され、義成と名乗る（二月一三日条）。管領は文安二年に畠山持国から細川勝元に替わった。この管領交替に伴う近江や加賀での騒動の余波が、綱光の許へも伝わっている（三年九月六日条、四年六月一〇日条など）。

次に広橋家の状況を簡単に見る。祖父は伝奏として活躍した贈内大臣、後瑞雲院殿兼宣である。『綱光公記』には、その日記『兼宣公記』を参

看する記述がしばしば見られるほか、月忌関係記事も多い。父兼郷は一時は嫡流の日野家督を継ぎ、院執権を勤め、権中納言に至るなど勢力を築く。しかし永享八年(一四三六)足利義教により改易される。その後、嘉吉元年(一四四二)に朝廷に復帰するが、¹⁾文安二年夏、再び「讒言之罪科」により解官され、近江に籠居していた。綱光も文安三年正月一日条に「家君今春可有御出仕者也」と記すなど、再度の復権を期していたものの、失意の内に四月二日、四六才で没した。『公卿補任』には「毒害云々」と記されている。また弟阿婦丸は、「後花園院寵童」「連々咫尺龍顔之者」「不断祇候人」であり、綱光も阿婦丸を通じて禁裏への申し入れを行っている記事が見える。文安四年七月二日痢病のため一五才で没する。³⁾その死を後花園天皇が深く悲しんだ様子は、本記文安四年一月一六日条の記述からも窺うことができる。万里小路時房は、阿婦丸の気性が父兼郷に似ており、人々は「怖畏」していたとし、対して「兄綱光者穩便之間神妙々々、為朝家尤珍重々々」と記している。綱光は、父や弟に比して温厚な人物と見られていたようである。次にそれぞれの書誌情報を簡単に紹介する。

文安三年記

文安三年記は、現在『綱光公曆記』として国立歴史民俗博物館に所蔵されている(廣橋家旧蔵記録文書典籍類目六三―八三五)。間明き一行の同年の具注暦一卷に記される(全四一紙)。題簽には「綱光公曆記自文安三年正月一日至十二月卅日 間欠(六月十三日別紙及十四日条欠) 自筆本 巻卷 綴合改めたる通り」とある。六月一四日条を除き一年分が現存する。貼り継ぎは正月四日条、一月一三日条、二九日条の三箇所に計五紙見える。このうち正月四日条には、惟宗相豊が書き送ってきた散状を、一月二九日条には翌年正月の叙位儀への催状及びその包

紙を、それぞれ貼り継いでいる。また三年・四年記共に記述が表の具注暦に書ききれなかった場合に、該当日条の紙背に「某日」として続けて記していることがある。

文安四年記

文安四年記も間明き一行の同年の具注暦に記されている。しかし早くに散逸したらしく、元禄一五年(一七〇二)擔子目録や天保一五年(一八四四)御記目録、また慶応三年(一八六七)の写本では記載されていない。今回確認できた自筆部分としては、①廣橋興光氏蔵『接綱御記』に正月一日条〜三日条、六月六日条〜一日条、一月一六日条(前欠)〜一七日条、②国立歴史民俗博物館蔵『綱光公曆記』に六月一五日条〜二四日条、九月五日条、一月一〇日条〜一日条、一月二二日条〜一六日条(後欠)、一月一八日条〜一九日条、③東京理科大学近代科学資料館下浦文庫蔵の『具註暦(仮名暦)(下〇〇〇二)』に一月一六日条(前後欠)が、それぞれ伝わる。国立歴史民俗博物館蔵『綱光公曆記』の題簽には「綱光公曆記 残欠 文安四年 自六月十五日至廿四日 九月五日 自十一月十日至十九日 自筆本 巻卷 綴合この通り」と見える。貼り継ぎは六月二四日条に三紙、一月一六日条に二紙現存する。六月二四日条では、足利義教七回忌の等持寺御八講の散状二紙が挿入されている。貼り継ぎの紙背には、応永七年・八年の具注暦が使用されている。なお一月一日条は切り失われているが、前後の紙の残画より推測した翻刻を掲げた。

また④廣橋興光氏蔵「廣橋家所伝記録雑巻」(『廣橋家記録』一一五)に年次不明の断簡が収められている。内容を見ると、春日社仮殿遷宮の諸司惣用注文の応永三四年の先例について、「万里小路」よりの問い合わせである。春日社の式年遷宮は二〇年ごとに行われており、応永三四

年の次は文安四年に行われた。仮殿遷宮は六月一九日である。また遷宮奉行は万里小路時房が勤めており、その日記『建内記』の六月一日条には「春日社殿仮殿遷宮諸司御訪已下用途事」について先例が不審であるから、なお調べるという記事が見える。⁽⁵⁾この先例調査の一環として、綱光の許へ前回の兼宣の記録を問い合わせてきたのではないだろうか。筆跡も綱光のものと認められる。ゆえに本年の記事の一部と推測し収めた。なお収載箇所としては、上記の流れから六月一日以降一九日以前と考えられる。この期間内では一日と二日の間に具注暦の切断があり、現在分かれて伝来している。そのため、当該断簡はこの間に挿入されていたと推測した。

本稿では、文安三年正月～四月記を桃崎有一郎が、五月～九月記を田中奈保が、一〇月～二月記を須田牧子が、文安四年記および「はじめに」を遠藤珠紀が担当した。

末尾になるが調査・翻刻を御許可下さった廣橋興光氏、国立歴史民俗博物館、東京理科大学近代科学資料館に深謝申し上げる。

なお本稿は遠藤（科学研究費補助金・若手研究B）・須田（同）・桃崎（同・若手研究スタートアップ）の研究成果の一部である。

【凡例】

- ・翻刻に当たっては、具注暦部分は略し、日付と干支のみ、ゴシック体で示した。推測によるものは（ ）を付した。
- ・紙背に記された記述は、（裏書）と傍注し、「」で括った上、当該日条の後に続けて記した。
- ・具注暦に貼り継ぎがなされている場合は、「」で括って示した。
- ・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原則として追い込みと

した。傍書・挿入箇所も適宜本文中に追い込みとした。紙継目は「」で示した（文安三年具注暦部分については省略した）。

- ・本文には読点および並列点を適宜加えた。
- ・尊敬を表す闕字は適宜存した。

・欠損の箇所はおよその字数を計って□または「」で示した。抹消された文字は左傍に、を付し、判読不能の塗抹文字は、およその字数を計って■または■とした。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は「」、人名注など参考のためのものは（ ）に入れ傍に記した。

・なお人名注は現在通用する家名および名を用い、各月の初出時に示した（例えば室町殿は足利三春あるいは義成でなく、義政とした）。

・文安四年記の典故は、それぞれ該当部分の冒頭に符号を付して示した。符号は廣橋興光氏蔵『接綱御記』を④、国立歴史民俗博物館蔵『綱光公曆記』を⑤、東京理科大学近代科学資料館蔵『具注暦 仮名暦』

を⑥、廣橋興光氏蔵『廣橋家所伝記録雑巻』（『廣橋家記録』一一五、史料編纂所写真帳六一七〇―六八一四）を⑦とした。

- ・その他、適宜○を付して注記を示した。

【註】

- (1) 『師郷記』文安三年二月三日条、四月一二日条（史料纂集）。
- (2) 『尊卑分脈』（国史大系）。『建内記』文安四年七月二日条（大日本古記録、以下同）。
- (3) 『建内記』文安四年七月一二日条。『康富記』文安四年七月二六日条（増補史料大成）。
- (4) 「擔子目録」「御記目録」「廣橋家日記書籍等目録」（東京大学史料編纂所写真帳六一七三―五二〇）。『接綱御記』（東京大学史料編纂所写真帳六一七三―五〇一）。

(5) 東京理科大学近代科学資料館蔵『具註曆 仮名曆』については、尾上陽介「東京理科大学近代科学資料館蔵『具註曆 仮名曆』について」『東京大学史料編纂所研究紀要』一八、二〇〇八年参照。

(6) 『建内記』文安四年六月一〇日条。

文安三年

正月大

一日己巳、

天晴、風和、新春家門慶賀、家君今春可有御出仕者也、毎々珍重く、

新局三个日御排榿御云々、珍重く、今夜元日節会也、毎々幸甚く、

二日庚午、

天晴、

三日辛未、

天晴、例日也、毎事珍重く、

「四日壬申、金破

天晴、早旦參賀、室町殿、当年初參云々人々參賀、構見參、御盃等領、

祝着者也、退出後裏松亭出向了、此外管領、所々出向者也、毎々

祝着、自今春家門慶賀勿論く、

抑午時着衣冠、禁裏竝伏見宮・陽明・鷹司家參賀、禁裏參御前、天

盃拜領、祝着無極者也、退出時御房參、吐祝着、有御盃、自愛く、

五日癸酉、金危

天晴、秉燭時分大雪下、今夜叙位也、併閣白御拜賀云々、余供奉也、

家君任御指南供奉者也、秉燭時分、着束帯、亥時相催問、參殿下、撤

御出座給、有三献、抑年預治部大輔冬俊也、但不參、依未練敷、

時兼朝臣相催之、無念事也、雖時御乘車時被參、路次落馬之由聞也、

比興く、

抑藤井嗣祐不取松明敷、可謂未練、余着禁色間、不取松明条、勿論也、

余見進退学、是条比興く、
縫腋袍、丸鞆帶、襪公卿依為、裾同、袖單同、表袴禁裏御服、大帷、檜扇、

赤大口、撒劔笏、大和鞍、鏡鞆、段手綱、壺鐙、切付虎、貫鞆同、

力皮赤、差々繩、引指繩、泥障、綵、腹帶二重、表敷表腹帶青地、

表敷同、馬、

雜色四本、舍人一人、笠持一人、笠袋、沓、

以上、

抑行列近衛東洞院致陳、以下薦為前、就其有御着陳其以後退出、參御

房、叙位儀、天明以後事終、

「相豊朝臣書之、」
御拜賀散狀

扈從公卿

民部卿

殿上前駟

持為朝臣、為季朝臣、季隆朝臣、時兼朝臣、季定、冬俊、為賢、

嗣祐、御參、

地下前駟

匡祐朝臣、俊宣、行実、康宣、相豊、

御隨身

左官人下毛野武正、右官人秦 延豊、

左番長下毛野武弘、右番長秦 兼寛、

近衛

一座 下毛野武守、二座 同 武頼、

三座 秦 兼数、四座 同 兼久、

五座 同 久清、六座 同 兼重、

反閉
有季朝臣、

六日、○コノ糸八、
日ヨリ挿入、

雨下、晴、入夜関白參賀、先夜儀無為無事為也併御対面、直垂也、

尤雖可着衣冠歟、狩衣仍事不知所問、直垂也、

七日乙亥、

晴、白馬節会、秘見物了、

〔一〕○紙雜目ニ
殘圖アリ

十六日甲申、

晴、無指事、

十七日乙酉、

晴、等持寺入夜炎上、所驚入也、

廿九日丁酉、

晴、今日七瀬御祓參御教書、(五止) 帰進■程殿上祇候今夜被行任大臣節会也、

万里少路軟内大臣、其外昇進濟々也、一条家門相国云々給云々、

一廿九日、庭上見物、抑装束如常、縫腋袍、丸鞆帯、撤釵笏、

卅日戊戌、

雪下、今夜裏松亭捧一献了、嘉例、室町殿祇候留守云々、

二月大

一日己亥、

晴、(足利義政) 早旦 室町殿參賀、

十三日辛亥、

晴、関白殿去月五日儀無為問、供奉衆等一献申沙汰也、余同參、有松

囉、入夜退出、今日、温盤捧物(原)、奈良方へ送畢了、

十四日壬子、

雪下、如冬日、

十五日癸丑、

晴、今日温盤也、今日自陽明御家門張輿御借、大原野御社參為也但

仍下品無御左右、

十七日乙卯、

小雨下、禪師御房夕上洛、家君御違例為也見訪申云々、

卅日戊辰、

晴、今日關鷄、御教書鷄以童(三羽)、分催也、

三月小

一日己巳、

晴、(足利義慈) 早旦 室町殿參賀、夕日極藤来云、上巴被可參由被仰下云々今日

儀參催晚已及晚、催不覺也入夜參、仍御盃等拝領、祝着者也、深退

出、

一一日、装束色目七瀬同、進退共同、

二日庚午、

晴、

三日辛未、

晴、(禁裏) 早旦 室町殿參、禁裏關鷄、進上、阿婦丸一羽進上、事初祝

着者也、

十六日甲申、

晴、今日慈恩院御上洛、家君依御違例為也、

十八日丙戌、

晴、今日七観音參詣、同前為也、

十九日丁亥、

晴、又重禪師御房上洛、同前、

廿一日己丑、

晴、家君仍御違例、常德院 室町殿參、委細不被尽筆翰、

廿四日壬辰、

晴、今日除目、兵衛佐可申歟由、雖相模談合也 家君御違例以外御座間、申旁不及其上所撰從五位上叙位二不申間旁斟酌後瑞雲院殿任御例了今日別殿行幸、

一廿四日、可脂燭候由、右中將公久捧御教書、 家君仍御違例辭退、

返軍書方□□様委有別紙也、

廿九日丁酉、
雪下、

四月大

一日戊戌、

晴、早旦參 室町殿、（是向表夜）

二日己亥、

晴、雨下、電、初度聽晴、

三日庚子、

晴、今日中山頭左中將親通朝臣、平野臨時祭使可令參行由雖被仰下有

御教書、 家君御違例以外御座間、辭退、仕者中務也、（依禮書）

十一日戊申、

天晴、今夜 家君御違例以外御座間、狂顛者也、

十二日己酉、

天晴、風和、今夜月明、 家君夜深葬送之条、家中落涙袖、於家門不御葬送給事無念事也、子細無筆尽、（給）

十三日庚戌、

天晴、午時建仁寺之長慶院先出給先御落髮、如夢、中々筆不尽者也、（有）

十四日辛亥、

天晴、月明、今夜一建仁寺延壽堂（西）遭喪、家門依事不叶如形、無念至也、儀式後瑞雲院殿任御記畢但略事々如形之儀也、（致沙汰者也）

一十四日、皆々延壽堂御出、遭喪給、自廬山寺・円興寺被諷經、深志至也、夜深皆々帰畢、（家門）帰

十五日壬子、

天晴、自今日御中陰初者也、今更如夢、

廿四日辛酉、

雨下、入夜賀茂祭、入夜亥時初無先例、（含日）

五月大

一日戊辰、

天晴、出仕、中陰間不至出仕者也、

廿二日己丑、（○コノ条十二日ヨリ挿入）

天晴、風和、今日御中陰果了、無為無事悦喜者也、每々如夢、今日經

供養、廬山寺也、委細有別紙、（記）

卅日丁酉、

晴、今日四十九日也、如夢打過、

六月小

一日戊戌、

天晴、不至出仕、

八日乙巳、

晴、自中山使アリ、吉服事也、（親通）

十二日己酉、

夕雨下、又晴、今日御月忌初也、衆僧五人、（初招請之、有）

寿量品等、御位牌今日立之、

十三日庚戌、

晴、吉服宣下二通可有申沙汰由、中山以修理亮返申物也（侍從）同從侍宣（下）兩
条可申沙汰由有返事、明年四月マテ本儀可着事也、略儀也、宣下二通
到来者也、（案書）○以下六月十四日
マテ具注曆逸ス、

十三日、今日正誕生也、

廿三日庚申、

晴、今日阿婦丸（広傳）禁裏參候、余明後日可致出仕、但廿五日御神事也、

仍阿婦丸先出仕申也、

廿五日壬戌、

晴、雨時々下、早旦（足利義政）室町殿參籠嗟（也）「但先夜御酒云々了御
座間、夕方參御対面、先早旦裏（日野重子）」（案書）「**為**了、

廿五日、申ツク、上様折紙進上、御返事（猶々）」（オコ）裏書、

今日出仕祝着者也、「（抹消セラル）」（猶々）

廿七日甲子、

晴、今日（候）禁裏參候也、御太刀持參、同伏見殿參、毎々珍重く、着

衣冠了、御盃等拝領、祝着畏入者也、

七月大

一日丁卯、

晴、早旦（足利義政）室町殿參賀、

七日癸酉、

晴、早旦（案書）室町殿參、

十二日戊寅、

晴、今日瑞雲院施餓鬼也、可為毎年、

十三日己卯、

晴、今日泉湧寺焼香初參也、今夕雨下、

十五日辛巳、

自今日作善、初云々廿二日、（至末）
十六日壬午、

晴、

廿二日戊子、

晴、今日御百个日作善、施餓鬼也、如形、

廿三日己丑、

内裏四足被寄長講堂、東御門被寄附慈受院殿、（倉山堀水、足利義持ノ女）

廿四日庚寅、

晴、依（上欄補書）内裏御事始參内、於庭上以長橋奏之、入夜暴雨迅雷、墮
於百万返（通）仏前、

廿五日辛卯、

晴、早朝微雨下、

内裏事始御築地撞之、（細川勝元）管領申沙汰（細川）、入夜營之、西面管領・典厩、（細川持賢）

其外一族祇候、

廿六日壬辰、

天晴、地震、

卅日丙申、

深雨降、明日出仕迷惑也、

八月小

一日丁酉、

早旦天晴、（足利義政）室町殿參、御憑物進上、同処々遣之、当年者雖可斟酌、

自処々到来間、不及返答、

二日戊戌、

例日、

廿二日戊午、

雨下、入夜相国寺東明樓火事、馳參賀、室町殿馬也、驚人者也、

廿三日己未、

雨下、

廿四日庚申、

天晴、今夜裏松廷尉佐拝賀云々、入夜相副一献出向畢、次次第太刀

以下遣進了出門以後退出次、禁裏庭上參、見物、

九月小

一日丙寅、

□晴、早旦、室町殿參、如例式、每事祝着者也、

二日丁卯、

天晴、今日籠居以下北野社初參、

三日戊辰、

晴、修南院今日下向、

六日辛未、

晴、今日羽田為守護可有悪行人、発向之處、悪行人事管領・常德院書

狀申出了本所不得欺御免間、悦喜者也、庄内民部少輔合力人、悉為本

所放火由、公方申入者也、及暮雨下、

八日癸酉、

自今日後瑞雲院御月忌初之云々至來十四日、

九日甲戌、

晴、早旦參、室町殿、如例戌者也、阿婦丸參、禁裏、

十三日戊寅、

時々雨下、今夜名月、内々有和歌、

十四日己卯、

天晴、今日、御祖父御月忌也、衆僧三人、

廿七日壬辰、

天晴、風和、自今日、上様嵯峨御參籠云々、明日日次依惠、明後日可

參由、

廿九日甲午、

天晴、夕雨下、今日、室町殿上様嵯峨御參籠七今日也、今日御例二參、

裏松宿所出向了、路次山斜、飛鳥井中將逢了、馬也、

十月大

一日乙未、

天晴、早旦參、室町殿、每事珍重、如例年候也、退出後、聽嵯峨、

今日御例參候了、御盃等拝領、祝着者也、裏松宿所出向了、

四日戊戌、

天晴、自嵯峨七今日御參籠後御下向依珍重今夕昼比參賀、室町殿、退

出後被召了自御門外有猿樂、依有余參申了、御折紙進上云々但被返

了每過至至、祝着珍畏入者也、入夜退出、

五日己亥、

天晴、陰氣也、參、室町殿、今日井子為也仍晚退出、禁裏參、庭

上也、每々珍重、裏松宿所出向了、

六日庚子、

天晴、今日例日也、

十七日辛亥、

天晴、今日亥子也、室町殿參賀如例、同上様も申出了、退出後、

禁裏參、庭上申出了、每事珍重く、

十一月小

一日乙丑、

天晴、早旦參賀、(足利義政)室町殿、

廿七日辛卯、

天晴、(成王)宮御方御着袴云々、珍重く、(前式)ヲフク口郷成女也

廿八日壬辰、

天晴、風和、今日仍為宮御方御着袴御礼禁裏御參内、今夕余庭上參候、珍重之由申入了、

十二月大

一日甲午、

晴、早旦(足利義政)室町殿參賀如例、毎々珍重く、

五日戊戌、

陰、今日御地曳、造内裏、珍重く、

七日庚子、

天晴、今日造、内裏御石居也、幸甚く、

十一日甲辰、

雨下、今日涼清冷殿上棟也、仍御馬代百疋進上、仍御神事不參、然而

殿也未上棟也

十二日乙巳、

晴、今日詣瑞雲院、御焼香為也、

十三日丙午、

雪下、晴、今日、室町殿御名字御叙爵云々、但御叙爵御礼、無今日、仍御礼人々參賀、余參賀、御太刀人々持參、坊城着衣冠等也參平

同(日野基子)上様申入物也、珍重く、幸甚く、

「同上様申入物也、廳左衛門督殿御返事申アリ今日儀毎々珍重く、

幸甚く、御名字義シテ成、委細不存知、坊城勘進也勸進云々、

清冷殿上棟御礼、御馬代百疋、送文、伝奏返物也上棟御礼無之云々、

今日庭上參候、勾当局申入物也仍御神事遲參也、其由中山(成徳寺高方)以中務其

旨内々申物也」

十九日壬子、

晴、今日御叙爵御礼、人々、室町殿參、余參、長老(門跡)以下今日參賀、人々御太刀進上、従上五位也、

廿二日乙卯、

大雪下、今日阿婦丸、内裏參、

廿六日己未、

晴、今夜深、室町殿御近所炎上間、余馬參、夕、シ不被入クキノノ間以青侍奏内、人々退出、人者也

廿七日庚申、

小雨、晴、今日、禁裏歲暮御礼、夕暮參、着直衣參也、抑被下禁色宣下上者、可着直衣事、雖勿論也、一条家相尋申処、無子細云々、直衣裏

紫也、殿上人直衣、委細記裏了、

一廿七日、宣下申事、更幸甚也、乍去阿婦丸内々今日祇候次、御物語

様二申処、雖無治定御返事、着直衣參、其有御意、了間、

着參也、当家日野民部卿着云々、大納言資広卿先相尋間、勿論事有御

返事云々今夜資任納言拝賀云々、退出時見物、今夜貢馬也、皆々今日

初着直衣事、祝着畏入物也、

廿九日壬戌、

天晴、昨日(中山)藏頭頭捧御教書、叙位所役參事、被仰下間、今日故障之由

天晴、今日御月忌也、自北山僧入來、自昨日初理聚分三日、是世間三日病云々、珍事は為也、瑞雲院誦給也、

十三日癸酉、

晴、午刻以前世門三日病、余今日以外也、乍去自夕サム云々、悦喜者也、阿婦丸同之、

十四日甲戌、

雨下、今日祇園祭礼無為云々、乍去人多以死云々、是如何、今日阿婦丸不參、禁裏、是昨日病氣云々、抑自藥院被進、禁裏五色、申次也、

一十四日、

仍勾当房以狀奏申、廳女房奉書、愚狀取加、一乘院殿御使わたり物也、是每年儀也、書様有別紙、余十合拜領、祝着者也、文之上上少折テ細字二一乘院と書、或慈恩院、修南院、松林院、此外皆以名字、僧正、或僧都・律師可依官也、大概此分也、又女房奉書如今折テ、少字仰書也、

抑今日自万里少路有書狀云々、是春日社假殿遷宮諸司惣用注文、応永卅四年七月可注進云々、廳宣記引見処、不詳云々南都方引見処、同前云々遣侍者、先年時引散之間、きと不可撰出候、撰出候者、早々可進之由返答了、無例次加了、參奉行可尋書者也、

十五日乙亥、

入夜自陽明御使、是閑白事也、抑一条被任閑白云々、以外驚存事也、未無御辞退処、押而如此条、以外珍事也、只中山皆令申沙汰云々、又者御執奏云々、猶々、

一十六日、晴、

以外事、為之如何、莫言く、裏亭遣侍者、仍今夜御使者裏松可然様可被披露上様仰也、廳遣侍者、先以新衛門伝達、廳所遣云々、明旦裏二可被披露云々、

十六日丙子、

晴、自南都二条東門十合、如嘉例、祝着、返事、越中守景書遣了、

十七日丁丑、

今日暁、六角堂新造、勅使弁右中外教忠云々、

十八日戊寅、

晴、今日御房上様御新造、珍重く、幸甚く、余入夜參、有三獻、祝着千万無極者也、典侍殿御出、廳可有帰御參者也、珍重く、

十九日己卯、

晴、今日上様瓜卅籠被進上者也、是自女中以文被進、廳有御返事、入夜東院入來、昨日上洛云々、是明日御八講參云々、勸盃者也、

廿日庚辰、

夕雨下、自今日於等持寺有御八講、抑今日普広院御經并御馬代、同送状、以修理亮令進者也、送状案見裏、

一 広橋家

送進 寿量品一卷、御馬代百疋、

右為 普広院殿御仏事、所送進之状如件、

文安四年六月廿日 中務丞景尚判

廿四日甲申、

「天晴、暑氣以外也、今日普広院殿七固忌也、仍昨日普広院為焼香出向者也、抑今日等持御八講結願也、為御布施取參向、今日散状注左、奉行左中弁教忠也、委細事不知者也、大既応永十九年之任御記致沙汰者也、余自午時等持寺々中諸儲、尤雖可加文車、每事不具問、自寺中參向、裝束并僮僕等有別紙、抑御八講着座・行香公卿先代八人也、近代七人也、殿上人近代少々參者也、抑御八講入夜、是仍御布施遅々也、先代見聞事也、但嘉吉三年如此云々、近代此分也、為之如何く、亥

「時事終者也、珍事く、兼又東院所作無為云々、自愛く、余青侍少々召具者也、御願文筆世尊寺云々、是嘉礼也、抑松林院一座証儀云々、殊自愛く、此外事、委細見応永十九宣記、不及子細者也、行香所作以量也、入夜間、極薦政仲与奪者也、廳退出、猶々、余当年初参、祝着く、染自愛気者也、今日散状、左中弁以状所望処、未自尹卿未出来云々、廳出来間、以待者送給之間、一見後返了、」
「等持寺御八講結願日〇コノ状折紙ナリ、」

公卿

中御門大納言、鷲尾中納言、左衛門督、權中納言、久我中納言、
公綱朝臣、定親、

堂童子

重頼、兼益、

行香所役

橘以量、

殿上人

雅親朝臣、継長朝臣、政賢朝臣、忠富朝臣、顯言朝臣、為富朝臣、
実仲、御参、源定仲、

証義

- 一座 貞兼僧正 松林院
- 二々 清意僧正 上乘院
- 三々 重慶僧正 尊勝院
- 四々 範誉法印 門龍院
- 講師
- 房縁 普賢院 宗紹 威徳院 俊祐 仏地院
- 能管 光明院 範兼 門光院 重源 石泉院 兼門 東院

此僧名自慈恩院以東院伝給者也、」

(九月)

五日甲午、

天晴、今夜宣下当来、是從上事先度申入処御免、畏入者也、当年雖叙位申入、無御沙汰、不便之処、今御免条祝着、代々当家廳申入者也、

一五日、

仍無沙汰、今遅々、又申入、無御沙汰、旁以遅々、無候了、

(十一月)

十一日

「天下太平者也、」

十日戊戌、

天晴、寒甚、今日及黄昏 禁裏祇候、是和漢御聯句百韻為御人数也、執筆権右中弁親長、天明後事終退出、事初祝着く、有御一献等者也、

十一日、

今日内々也、権右中弁 中将 土御門児 源極薦 同藏人 余也、

十一日己亥、

今日、「自 家門每事不事行為也、」

「難 也、」

十二日庚子、

天晴、今日御月忌也、如例、阿婦丸同月忌也、

十四日壬寅、

晴、後瑞雲院御月忌也、如例、

十五日癸卯、

晴、今日姉姉十二歳、齒黒初也、祝着く、幸甚く、毎事如所存、家門
繁榮嘉瑞也、祝着也、入夜裏松弄璋慶也、山形加賀守宿所産所也、
珍重く、

十六日甲辰、

晴、今日朝、裏松亭出向、是弄璋慶也、馬黒青・太刀金持遣之、依
違例不出仕間、不及対面、青侍吐祝言、幸甚く、

⑧ 「抑今日親長遅参間、余以宿直催了、就其先参御局、被仰云、阿ふ丸
尽詠共被染宸筆被遊云々、是自女中、仍子細被所望申仍也、宸筆奥二
有御製、面目至、至分中々無申計者也、殊御製殊勝者也、阿ふ丸
面目至、さそ畏入存者也、

御製

わかのうらに跡のみ残もしほ草かきあつてもぬる、袖かな
猶々殊勝く、思出泪落袖く、

「抑今日参室町殿、是今日御歌、同御鞠初也、珍重く、先御鞠、
飛鳥井中納言入道・同中将祇候、管領庭上祇候、其後中将御履以下持
参、子細不知、先御歌題、寄道祝也、御詠殊勝、殊御筆殊勝也、珍重
く、飛鳥井入道、折紙・御太刀黒、進上、廳御太刀物、拝領、同中将御
太刀金、進上、廳同御太刀黒、拝領、此後大名共御太刀黒、進上、其後
人々進上、今日儀珍重く、先々儀不竟、定此分敷、不知存先事初、
入道者可有憚敷、如何く、
今日参任人々、

大納言三条・同大納言公保卿・同宰相中将公綱朝臣・同ちこ二人・松木
大納言宗継卿・飛鳥井入道・同中将・伯中将・阿野中将・山斜中将・
烏丸中納言資任卿・余等也、

猶々今日儀事初、珍重く、甚く、猶自今天下太平、可有有道嘉瑞
也、珍重く、猶々両御事初御商量、入道不審、如何、最可有憚敷、
兵衛督子参、任侍従也、
今日儀甲刻也、御歌、寄道祝、
すゑとをき君にひかれて四のうみ七つの道も猶やさかへん
殊勝く、

⑨ 此外一首御詠歌之料也、飛鳥井入道同御返歌事也、
珍重く、
十七日乙巳、

⑩ 十八日丙午、

晴、自裏有使、一昨日礼為也、馬・太刀送之、祝着く、今日辰刻、
五条橋供養有之、自今夜御局御神事、
十八日、

明後日、春日社御初参云々、珍重く、

十九日丁未、

晴、今日午刻 禁裏祇候、是講筵為也、給後有和漢御聯句百韻、不天
明程退出、入夜小雨下、晴、